

集団的消費者被害の事例

1. 被害者及び被害金額の特定が比較的容易な事例

事件名	事案の概要	行政規制（事件当時施行されていないもの含む）	想定される消費者の請求	被害金額	事業者の対応	各省市の対応	集団訴訟制度の問題点
外国語会話教室	外国語会話教室において、受講料を前払いさせていたが、購入単価と、解約した場合の清算単価が異なり、購入単価よりも高く設定されていた。この清算規定が適法か問題となった事案。	特商法49条2項1号は、特定継続的役務提供契約が解除された場合、提供された役務の対価、解除によって通常生じる損害として政令の定める額、法定利率による遅延損害金を加算した金額を超える額の金銭の請求ができないとしている。	不当利得返還請求	最高裁判所の原々審認額は約31万円	平成19年10月会社更生申立、19年11月破産開始決定。	19年6月、特商法47条により、解除によって生じる債務の履行拒否および書面記載不備、誇大広告、不実告知等を理由に新規契約に関する勧誘等の業務について業務停止6ヶ月。	①事業者の資力が不十分な場合の対応。
個人情報流出事件	顧客の住所氏名等の個人情報が流出した事案。	個人情報保護法20条から22条で個人情報取扱事業者の安全管理措置が義務付けられている。	不法行為の損害賠償請求（管理者が異なる場合には民法715条による責任）	東京地・高裁の事案は、慰謝料認容額は1人あたり3万円。大阪地裁の事案は、慰謝料認容額5000円、すくなくとも約650万円の個人情報流出した。			①消費者の被害は生じているが、違法収益が顕念しがたいことが多い。
カタログ販売員募集名下のねずみ講被害事件	1口17万円の通信販売カタログを配布するオーナーとなり後継者3人以上を勧誘してオーナー登録させれば、順次地位が昇格して支出した以上の成功報酬が得られると勧誘した事案。	①特商法34条、37条等により、書面交付、不実告知・不利益事案の不告知の禁止、勧誘目的の明示の勧誘禁止などが規定されている。 ②無限連鎖講の防止に関する法律3条で、無限連鎖講が禁止されている。	不法行為による損害賠償請求	警察庁の資料によると会員5500人被害総額22億5000万円（単純平均約40万円）	京都の集団訴訟において、被害救済基金をもうけ賠償を申し出た元幹部と権限契約を締結。原告用と今後届け出られる潜在的被害者用と2つの基金を作成した。	①平成17年に不実告知、断定的判断の提供、勧誘目的の明示、適合性原則違反、契約書面不交付により3ヶ月業務停止。 ②平成18年無限連鎖講防止法違反で14人を検挙。	①被害者集団を構成する場合に、マルチ・ねずみ講組織では、どのランクまでの人を原告にするのが問題となる。
大学学納金返還請求事件	前納した大学の授業料について、入学辞退した場合に不返還特約があったが、不返還特約が有効であるか問題となった事案。	消費者契約法9条は、消費者の契約解除に伴う損害賠償について、事業者が生じる平均的損害の額を超えるものを無効としている。	不当利得返還請求	100万円程度の請求から、私立医科大学等納付金が1000万円を超える事案あり。			

2. 被害者は特定しうるが被害金額が一律に算定できない事例

事件名	事案の概要	行政規制（事件当時施行されていないもの含む）	想定される消費者の請求	被害金額	事業者の対応	各省市の対応	集団訴訟制度の問題点
悪質住宅リフォーム問題	住宅リフォームについて十分な判断ができない消費者を対象に、点検をするなど称して訪問し、不要な工事を実施し高額な代金を支払わせ、次々に契約させた事案。	特商法4条ないし6条により、書面交付、不実告知、不利益事案の不告知の禁止。	<対リフォーム業者> ①特商法・消費者契約法の取消による代金返還請求 ②特商法9条の2による過量販売解除（未施行） ③詐欺等による不法行為の損害賠償請求 <対クレジット会社> ①割賦法35条の3の1.3の取消（未施行） ②消費者契約法5条、4条の取消による既払立替金返還請求	PI0-NET情報の分析結果では、判断不十分契約の平均既払金額は約207万円、次々販売の平均既払金額は約248万円。1000万円を超える被害事例もあり。		平成17年7月関係省庁担当課長会議により特商法の執行強化、トラブルの通知、消費者の救済強化などの対策をとりまとめた。 詐欺等で刑事処分をされた業者もある。	①勧誘態様が問題となるので個別事情が問題となる。 ②不法行為構成では過失相殺が問題となる。 ③取消・解除など実体法上の権利行使ができるか。 ④事業者の資力が不十分な場合の対応。
和牛預託商法問題	和牛の飼育から得られた利益を配分するとして和牛を購入させるもの。勧誘方法の問題のほか、業者が継続し出資金が返金されない問題が生じた事案。	①特定商品等の預託等取引に関する法律により、書面交付、不実告知、不利益事案の不告知、解除の際の違約金を制限している。 ②金商法の集団投資スキームにあたる場合、販売勧誘規制あり。	①預託契約に基づく返還請求 ②消費者契約法による不実告知、不利益事案の不告知等による取消による返還請求 ③詐欺等による不法行為の損害賠償請求	平成9年の国民生活センターの発表では、平均支払額119万円。警察庁が公表している検挙事例では、2500人から44億5000万円をだまし取ったとされている。（単純平均178万円）		①農水省が書面不交付、不利益事案の不告知・不実告知、解除によって生じる債務の返還の不当な遅延などにより業務停止1年の処分を行った事例あり。 ②詐欺罪での検挙事例あり。	①取消による原状回復、不法行為による請求では勧誘態様が問題となるので個別事情が問題となる。 ②不法行為構成では損害相殺ないし過失相殺が問題となる。 ③取消・解除など実体法上の権利行使ができるか。 ④事業者の資力が不十分な場合の対応。
投資商法	電子マネー形式の類似通貨、海外事業投資、企業教育事業、株式投資運用などの名目で高額配当をうたって出資を募集するという事案。出資者を勧誘すると報酬を支払うという勧誘方法が行われることがある。	金商法に該当する場合販売勧誘規制あり。	①契約に基づく返還請求 ②詐欺等による不法行為の損害賠償請求 ③金融商品販売法5条の損害賠償請求	PI0-NET情報の分析結果では、契約金額100万円以下が約37パーセント、100万円から200万円が約26パーセントであるが、1000万円超の相談も見られる。	被害者弁護団による申立により、業者や代表者等に対する破産手続きが行われることがある。	出資法（預り金）、詐欺等での検挙事例あり。	①損害賠償請求では、過失相殺が問題となる。 ②事業者の資力が不十分な場合の対応
布団のモニター高法事件	布団を購入してモニターになれば毎月モニター料が月々の分割金よりも多く支払われるとして布団を販売。業者が破綻してモニター料が支払われなくなり、クレジット債務が残ったという事案。		<対販売店> ①不法行為の損害賠償請求 ②モニター契約の公序良俗違反無効 <対クレジット会社> ①モニター契約が公序良俗違反により無効、クレジット会社に対する割賦販売法30条の4による抗弁対抗	布団は36万円あるは46万円で販売されていた。集団訴訟の原告総数は約2500人	販売店につき平成11年6月破産宣告、クレジット会社3社とは、原告側が3万円集団訴訟の原告を支払いで和解		①本訴・反訴の双方が係属する場合、原告側で少額の支払いをして和解することが有利な場合があるが、どのように集団的に解決するか。 ②請求権の不存在確認などは可能か。 ③クレジット会社が被告集団を訴えることは可能か。 ④業者の資力が乏しい場合の扱い。
敷金返還請求事件	管理会社の作成した契約書に自然損耗および通常損耗についても賃借人に原状回復義務を負担させる特約があるところ、当該契約書を利用して賃貸借契約をした賃借人が敷金の返還を拒絶した事案。（同一の契約書を使用している賃借人が多数存在する。）	消費者契約法10条は、消費者の利益を一方的に害する条項を無効としている。原状回復特約は同法に違反するという裁判例がある。	敷金返還請求権	大阪高裁平成16年12月17日判決事案は、敷金20万円		国交省は「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」、賃貸住宅標準契約書で通常損耗等について修繕費用を賃借人に負担させないものとするべきとしているが、法的拘束力がない。	①損耗の発生につき賃借人に過失がある場合や、賃料の不払等がある場合には、原状回復費用や賃料の支払義務が生じるので、汚損等の存否、過失の有無、修繕費用の相当性、未払賃料額など個別の認定が問題になりうる。

3. 被害者の特定に困難が生じるが被害総額は特定しうる事例

事件名	事案の概要	行政規制（事件当時施行されていなかったものを含む）	想定される消費者の請求	被害金額	事業者の対応	各省庁の対応	集団訴訟制度の問題点
虚偽の有価証券報告書開示等による証券被害事件	虚偽の有価証券報告書の提出等により株価を不当に高く吊り上げ、本来あるべき株価より高い価格で株式を購入させられ損害をこうむったとする事案。	金融商品取引法172条の2は、有価証券報告書に虚偽記載がある場合課徴金を課すこととしている。	金融商品取引法21条の2などによる虚偽記載のある有価証券報告書を提出した会社、会社役員等の損害賠償。損害額の推定規定がある。	原告団によると集団訴訟の原告は3345人、請求総額約193億円、平均損害額は525万円		関係者が、証券取引法違反で起訴され、1審、2審で有罪判決がなされている。	
灯油カルテル事件	石油元売各社および事業者団体が生産調整、価格カルテルにより小売価格を引き上げたとして、損害賠償を求めた事案。	独占禁止法3条、2条6項は不当な取引制限を禁止している。8条は、事業者団体が競争を実質的に制限することを禁止している。	①不法行為による損害賠償請求 ②独占禁止法25条による損害賠償請求	鶴岡、東京訴訟ともに選定当事者制度を利用している。鶴岡訴訟は1次、2次訴訟合計1654人、合計請求額96万6594円、東京訴訟（主婦連・川崎生協グループ）は、98人7万5081円、東京訴訟（奪れたものを取りかえす消費者の会）は、343名46万2960円	東京訴訟（奪れたものを取りかえす消費者の会）は、昭和56年和解で終結、被告らは、原告の訴訟費用の負担や公益団体への寄付をし、原告らは請求放棄	昭和49年2月に公正取引委員会が勧告審決をしている。（東京訴訟の被告らは取消訴訟を起こしていない。）	独禁法上の損害賠償請求、不法行為請求ともに因果関係が問題となり、請求が困難
霜降り馬刺し偽装事件	実際は馬肉に馬脂を注入する加工を行ったものであるにもかかわらず、「霜降り」といわれる一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になった馬肉であるかのように表示をして、馬肉を販売あるいは、料理として提供した事案。	農産物表示法4条1項1号は、商品の品質等について、実際のもよりも著しく優良であると示して不当に顧客を誘引し公正な競争を阻害する恐れがあると認められる表示を禁止している。	不法行為に基づく損害賠償請求 又は不当利得返還請求			公正取引委員会は、製造販売業者、販売業者、飲食店に対して排除命令を行った。	①損害は、通常の馬肉価格との差額か、購入代金全額か、返品した場合としない場合と異なるかなど議論がありうる。 ②購入価格が購入した販売店により異なる場合がありうる。

4. 被害者の特定に困難が生じ、被害金額が一律に算定できず、総額も不明な事例

栗害C型肝炎事件	後天性の傷病について、フィブリノゲン製剤または第Ⅷ因子複合体製剤の投与を受け、これによってC型肝炎ウイルスに感染した者（胎児を含む）が、国および製薬会社に損害賠償を求めた事件		不法行為による損害賠償請求	5地裁約200名の原告（ただし、救済スキーム決定後追加提訴継続中で、平成20年7月10日現在で約650名） 特別法の給付金は1200万円から4000万円	訴訟上の個別和解に先立ち基本合意を締結し金銭賠償その他の救済スキームを定め、基本合意に定める一定の要件を満たすことを裁判所で確認し、順次和解をする。	特別法を制定し、医薬品医療機器総合機構に国と製薬企業の提出する基金を設け給付金を支給することとした（別紙参照）。	①損害額が個人により異なりうる。（ただし、類型化された包括一律請求により実務上対応している。） ②和解の手続きを検討する必要はないか。
乳飲料食中毒事件	脱脂粉乳の製造工場において、停電が発生し乳材料が過熱された状態で滞留し、黄色ブドウ球菌が増殖し毒素が生じた。当該脱脂粉乳を利用して乳飲料を製造し、食中毒が生じた事件	食品衛生法54条は、厚生労働大臣等が、有毒物質が含まれる、病原微生物に汚染される等した食品について廃棄、危害を除去するための必要な措置を命じることができる。	製造物責任法による損害賠償請求	報告された有症状者数は14000人以上、大阪地裁に提訴した5家族9人のうち、比較的軽症の8人は合計110万円と和解、重症者1人は650万円と和解		大阪市が製品の回収命令を行った。	①健康被害の症状の程度によって、損害額が個人により異なりうる。 ②個別に健康被害と製品の因果関係が問題になる。